

登録はお済みですか？

マイ保育園登録制度



登録事業のご案内

育児相談・育児見学(無料)

「オムツ替え」や「授乳」「関わり方」など、育児見学や育児相談を無料で受けることができます。

一時保育サービス(3回まで無料)

リフレッシュしたい時や用事がある時など、一時保育サービス(平日の午前、半日利用)が満3歳まで、3回無料で受けられます。

だれが登録できるの？

平成18年7月1日以降に母子健康手帳を交付された方、または出産された方が対象となります。

登録の方法は？

「加賀市マイ保育園登録申請書」に必要事項を記入の上、希望する保育園に提出するだけです。その場で登録され【子育て応援カード】が発行されます。

子育てに迷ったら、悩んだら、困ったら、

「マイ保育園」に来てください。

「かかりつけの病院」があると安心するように、あなたの登録園が「かかりつけの保育園」として子育てを応援します。

《問い合わせ先》 加賀市こども課保育係 TEL72-7855

FAX72-7797

E-mail:hoiku@city.kaga.lg.jp

詳しくは裏面をご覧ください。

マイ保育園登録事業をご存知ですか。

マイ保育園登録事業って？・・・

平成18年7月1日から、マイ保育園登録事業の登録を開始します。

妊婦さんや母親等が、身近な保育園に登録することで、出産前から子どもが3歳になるまでの特に不安の多いこの時期に、保育士等から継続的に支援(育児見学や育児相談、一時保育サービス)を受けることができます。

たとえば・・・こんないいことがあります。

- ・ 出産前に育児見学を体験することで、育児に関する不安の軽減につながります。
- ・ 育児に疲れた時などは、3歳の誕生日前日までの間、一時保育サービス(平日の午前、半日)が3回まで無料で利用できます。
- ・ 身近に育児相談の相手がいる安心感が生まれます。

どんな人が登録できるの？・・・

出産を控えた方(母子健康手帳の交付を受けた方)や平成18年7月1日以降に生まれたお子さんを家庭で保育している方などです。

登録はこうすればできます。

母子健康手帳を交付するときに、マイ保育園登録申請書をお渡しします。これを希望する保育園に提出すると登録されます。また、既に母子健康手帳の交付を受けて、まだ、出産されていない方も対象となりますので、希望する保育園で登録申請書を受け取り、記入のうえ保育園に提出して下さい。

希望する保育園に「登録申請書」を提出すると、【子育て応援カード】をお渡しします。これで、登録完了です！。登録保育園で、育児見学や育児相談などのサービスが受けられます。

お子さんが、誕生した後も育児相談や一時保育などのサービスが受けられます。

一時保育サービスについて

- ・ 平日の午前半日、3回、無料で利用できます。
- ・ 利用できる可能な年齢(月齢)は、各保育園の受け入れ年齢によります。事前に園にご確認下さい。
- ・ 希望する日の2日前までに保育園に連絡して下さい。
- ・ マイ保育園一時保育サービスは、3歳に達した場合、及び、保育園に入園した場合、入園中は無効となります。
- ・ このサービスは、お子さん本人のみ、利用できます。他人に譲渡できません。

